

(別紙) 新潟県賃貸型応急住宅の要件及び経費の負担

(1) 要件

①家賃	<p>住居への入居人数(※)に応じて、家賃は次の金額を上限とし、上限額を超える物件は、借上げの対象とはならない。</p> <p>i 新潟市内で賃貸物件を借上げる場合</p> <table border="1" data-bbox="496 443 1019 629"> <thead> <tr> <th>世帯人数</th> <th>家賃上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～2名</td> <td>6.5万円以下</td> </tr> <tr> <td>3～4名</td> <td>8.5万円以下</td> </tr> <tr> <td>5名以上</td> <td>13.0万円以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>ii 新潟市以外で賃貸物件を借上げる場合</p> <table border="1" data-bbox="496 719 1019 904"> <thead> <tr> <th>世帯人数</th> <th>家賃上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～2名</td> <td>6.0万円以下</td> </tr> <tr> <td>3～4名</td> <td>8.0万円以下</td> </tr> <tr> <td>5名以上</td> <td>10.0万円以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 入居期間中に、小学校入学年齢に達しない児童(以下、「未就学児」という。)は、入居人数に含めない。ただし、未就学児が2人以上の場合は、1人あたり0.5人(小数点以下切り上げ)として換算する。 (例)未就学児1人→0人、未就学児2人→1人、未就学児3人→2人</p>	世帯人数	家賃上限額	1～2名	6.5万円以下	3～4名	8.5万円以下	5名以上	13.0万円以下	世帯人数	家賃上限額	1～2名	6.0万円以下	3～4名	8.0万円以下	5名以上	10.0万円以下
世帯人数	家賃上限額																
1～2名	6.5万円以下																
3～4名	8.5万円以下																
5名以上	13.0万円以下																
世帯人数	家賃上限額																
1～2名	6.0万円以下																
3～4名	8.0万円以下																
5名以上	10.0万円以下																
②共益費 (管理費)	借上げ住宅の貸主又は仲介事業者との契約に不可欠なものに限る。																
③退去修繕負担金	<p>家賃の2か月分以内</p> <p>※ 退去時における原状回復(通常損耗、経年劣化を含む)に要する費用とし、退去時に返還請求を行わない。</p>																
④礼金	家賃の1か月分以内																
⑤仲介手数料	家賃の0.55か月分以内																
⑥鍵交換費 (入居時負担金)	実費																
⑦更新手数料	家賃の0.55か月分以内																
⑧損害(火災)保険料	県で一括加入する家財等の私財への補償を含めない損害(火災)保険料																
⑨借上げ住宅への入居期間	<p>入居日から2年以内</p> <p>※ 応急修理制度を併用する場合は、原則として応急修理の受付から6か月以内とし、応急修理が完了した場合は速やかに退去</p>																
⑩その他条件	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震性が確認されている住宅(※)に限る。 ※ 原則として、昭和56年6月1日以降に建設されたもの。または、同等の耐震性があることについて確認されていること。 ただし、昭和56年6月1日以前に建設された住宅であっても、安全上、防火上及び衛生上支障がない場合は、この限りではない。 ・不動産仲介業者の斡旋により賃貸すること。 																

(2) 経費の負担

- ・①～⑦については県が負担（市町が支払い）するものとする。
- ・②～⑦については、借上げ住宅の貸主又は仲介事業者との契約に不可欠なものに限る。
- ・⑧で定める「県で一括加入する家財等の私財への補償を含めない損害（火災）保険料」は県が支払うものとする。